

(経済センサス - 基礎調査)

審 査 メ モ

1 今回申請された計画

総務省は、平成31年度以降に実施する経済センサス - 基礎調査（以下「本調査」という。）について、以下のとおり実施する計画である。

(1) 調査の目的・必要性

⇒ 事業所母集団データベースの整備に資するとともに、我が国における事業所及び企業の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにする。

(2) 報告を求める者（以下「報告者」という。）の数

⇒ 母集団情報の充実により、前回調査（平成26年実施）の約620万事業所から約770万事業所に拡大

(3) 報告を求める事項（以下「調査事項」という。）、報告を求める方法（以下「調査方法」という。）

⇒ 民営事業所については調査員による外観調査により、事業所の活動状態を把握。このうち、新規に把握した事業所については、調査票を配布して、事業所の属性全般について把握
国又は地方公共団体の事業所については、国、都道府県、市町村がそれぞれ事業所に調査票を電子メールで調査票を配布し、オンライン調査により回答

(4) 報告を求める期間（以下「調査期間」という。）

⇒ 民営事業所については、一回限りのローリング調査として実施
国又は地方公共団体の事業所については、毎年実施（ただし、経済センサス - 活動調査実施年を除く。）

(5) 集計事項

⇒ 全ての事業所について事業所の活動状況に関する集計を実施
新規に把握した事業所については、事業所に関する全般的な集計を実施

(1) 調査の目的・必要性

- 事業所母集団データベースの整備に資するとともに、我が国における事業所及び企業の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすることを目的とする。

(審査状況)

ア 本調査の目的に掲げられている「事業所母集団データベースの整備」については、本調査の実施とは別に、以前から、経常的な整備事業（以下「DB整備事業」という。）が行われている。

イ したがって、今回、本調査を行う必要性を判断するためには、当該整備事業と本調査の関係及び役割分担について確認する必要がある。

ウ なお、本調査については、前回実施に係る統計委員会答申（統計委員会諮問第50号の答申（平成25年6月21日付け府統委第67号））において、次に掲げる「今後の課題」が付されている。

2 母集団情報の整備等の在り方について

総務省は、長期的には事業所母集団データベースを整備し、行政記録情報等と照合してメンテナンスとアップデートする仕組みを目指し、以下の点について、早急に対応する必要がある。

- ① 新たな行政記録情報の活用に向けた検討や新たな情報の収集手法を検討し、事業所母集団データベースの整備事業として行っている事業所・企業への照会業務を拡充すること。
- ② 平成26年基礎調査の結果の検証及び事業所母集団データベースの整備事業を進めた上で、改めて母集団情報の整備等のための調査の在り方について検討すること。

については、DB整備事業の進捗状況についても、併せて確認したい。

(論点)

- a DB整備事業では、具体的にどのような事業が行われているのか。その効果・実績（照会事業における回答の状況やDBへの登録状況）はどのようになっているのか。
- b DB整備事業が行われているにもかかわらず、本調査を行わなければならない必要性・効果は何か（DB整備事業で対応できない内容は何か）。それは、1回限りの調査で達成できるのか。

(2) 報告者数

- 法人番号の通知状況等の行政記録情報等を活用して母集団情報を整備し、前回調査の約 620 万事業所から約 770 万事業所を対象とする。

(審査状況)

ア 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画という。」）では、

- ▶ 「総務省は、関係府省とも連携し、この事業所母集団データベースの整備・充実に当たり、法人番号の把握・活用を推進するとともに、法人番号の通知状況等を含めた新たな行政記録情報等や民間データの活用に加え、行政記録情報等やローリング調査の確認結果を活用するなどして、法人企業統計の母集団名簿の企業数とのかい離解消に取り組む。」

とされている。

イ 総務省は、本調査の母集団情報について、事業所母集団データベースの情報を基本としつつ、それに加え、法人番号の通知状況等の行政記録情報等を活用することで、前回調査の約 620 万事業所から、約 770 万事業所に拡大した上で、本調査を実施する計画である。

ウ 行政記録情報等の活用については、第Ⅲ期基本計画で示された方針に沿ったものであり、適当と考えるが、母集団情報の整備方法が十分な対応となっているか確認する必要がある。

(論点)

- a 本調査の実施に係る母集団情報の整備は、どのような情報を用いて、どのように行うのか。既に一定の取組を行っている場合、その結果はどのようになっているのか。
- b 第Ⅲ期基本計画で指摘されている法人企業統計の母集団名簿の企業数とのかい離解消に向けた取組として、今回の調査において、どのようなことを行うのか。

(3) 調査事項・調査方法

① 民営事業所（甲調査）

調査員が担当調査区内を巡回し、まず、外観により調査対象事業所の活動状態を把握（以下「外観調査」という。）した上で、新たに把握した事業所に対しては、「調査票甲」を配布して、下表に掲げる事項を調査する。

② 国・地方公共団体の事業所（乙調査）

国の事業所にあつては総務省が、都道府県の事業所にあつては都道府県が、市町村の事業所にあつては市町村が電子メールにより、調査対象事業所に「調査票乙」を配布し、下表に掲げる事項を調査票に入力する。

表 本調査の調査事項

| 事業所 | | 調査事項 |
|--------------|------------|--|
| 民営事業所 | 全ての事業所 | 名称、電話番号、所在地、活動状態 |
| | 新規に把握した事業所 | 従業者数、主な事業の内容、業態、事業所の年間総売上（収入）金額、開設時期、経営組織、法人番号、単独事業所・本所・支所の別、本所・本社・本店の名称・電話番号・所在地、組織全体の主な事業の内容、組織全体の年間総売上（収入）金額、資本金等の額 |
| 国・地方公共団体の事業所 | 全ての事業所 | 名称、電話番号、所在地、活動状態 |
| | 新規に把握した事業所 | 職員数、主な事業の内容、事業の委託先の名称、電話番号及び所在地 |

(審査状況)

ア 本調査では、全ての事業所について名称、電話番号、所在地、活動状態を確認した上で、「新規に把握した事業所」については、調査票により、詳細な情報を調べることにしている。

イ 本調査で把握の対象となる事業所については、本調査の母集団情報の基礎となる事業所母集団データベースでの掲載状況等の観点から、大きく、次の4つに区分されると考えられる。

➤ 事業所母集団データベースに詳細な情報が登録されている事業所

- ① 調査時点において、活動状況等に変化がないもの
- ② 調査時点において、活動状況等に変化があるもの

➤ 事業所母集団データベースに詳細な情報が登録されていない事業所

- ③ 行政記録情報等の活用により母集団情報に追加された事業所
- ④ 調査員が本調査の過程で見つけた事業所であつて、母集団情報に未掲載の事業所

このうち、本調査で「新規に把握した事業所」として扱い、調査票により詳細な事業所情報を把握するのは③及び④のみとされており、①及び②については、外観からの活動状況の確認のみが行われる計画である。しかし、本調査の目的が、事業所母集団データベースの整

備に資することであることを踏まえると、③及び④だけでなく、②についても調査票により詳細な情報を把握すべきと考えられる。

ウ また、調査員による外観調査は、調査を受ける側から見れば、「見知らぬ人が、事業所を覗きこんで、何か書いている」という外形に見える場合も少なくないと想定される。

そのため、調査の円滑な実施を確保するためには、調査の実施に先立って、少なくとも母集団情報に掲載されている全事業所に対しては、外観調査の実施を含む調査全般の事前の周知及び依頼を行う必要があると考えられる。

エ このため、①本調査によって母集団情報の追加・更新がなされる範囲、②新たに把握した事業所か否かを判断する基準、③外観調査における把握の方法や、④円滑な調査の実施方策等について確認する必要がある。

なお、本調査が実際される過程において、「工業統計調査」「経済構造実態調査」も実施される。これら調査の調査事項と、本調査の調査事項において重複があるとみられるが、報告負担の軽減対策についても確認しておく必要がある。

(論点)

a 調査票を配布して詳細な情報を把握する範囲と方法について

- (a) 本調査において、新たに把握した事業所として調査票を配布する範囲を示されたい。
- (b) 調査票を配布する事業所にあつては、個々の事業所の状況に加え、組織全体の売上高を把握するとのことであるが、同一企業において複数の事業所が新たに把握された場合は、それぞれの調査票について回答を求めることになるのか。また、経済構造実態調査等、既存の経済統計調査との重複是正はどのように行うのか。
- (c) 外観調査のみで調査を終える事業所については、事業所母集団データベースに、新たな情報は付加されるのか。

b 外観調査について

- (a) 調査員は、どのような方法により、事業所の活動状態を確認するのか。
- (b) 調査員が「新たに把握された事業所」か否かを判断する基準は何か。
例えば、所有する名簿情報と、所在地は同じだが名称が変更されている場合や、事業形態が変わっている場合には、調査票を配布しないのか。
- (c) ビルやマンションの一室等、外観からでは活動状況の把握が困難な場合、どのように活動状況を把握するのか。
- (d) 調査員が適切に外観調査を実施するため、調査実施者としてどのような対策を講じるのか。
- (e) 今回調査において、外観調査を実施する意義は何か。

c 試験調査の結果について

- 外観調査については、試験調査を実施しているが、その結果はどのようになっているか（報告者とのトラブル等、実施上の問題点はなかったか。）。また、その結果は、今回の調査計画にどのように活用されているのか。

d 他調査の調査事項との重複について

本調査が実際される過程において、中間年における経済構造統計作成の一翼を担う「工業統計調査」「経済構造実態調査」も実施される。これら調査の調査事項と、本調査の調査事項において重複があるとみられるが、報告負担の軽減対策について、どのような対応を考えているか。

e 国、地方公共団体に対する調査について

本調査では、国、地方公共団体の全ての事業所に調査票乙を配布することとされているが、既存の事業所については、事業所（機関）の名称等はプレプリントされ、事業所（機関）の活動状況のみ回答することになるのか。

(4) 調査期間（周期・実施時期）

- ① 民営事業所（甲調査）については、平成 31 年（2019 年）6 月 1 日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日までの 10 か月間をかけて、全国の事業所を順に調査する。
- ② 国又は地方公共団体の事業所（乙調査）については、毎年 6 月 1 日現在で全国一斉に調査する。

（審査状況）

ア 総務省は、甲調査については、平成 31 年（2019 年）6 月 1 日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日までの 10 か月間、全国の事業所を順次調査すること（以下「ローリング調査」という。）を計画しており、乙調査は、毎年（経済センサス-活動調査実施年は除く。）6 月に全国を一斉に調査する計画である。

イ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画という。」）では、

- ▶ 「総務省は、名簿情報の整備を目的とする経済センサス-基礎調査について、5 年に一度、事業所・企業等の所在等を把握する調査手法から、平成 31 年度（2019 年度）からのプロファイリング活動及びローリング調査への移行や、公営事業所の把握の充実を進める。」

とされており、今回の計画は、基本計画で示された方針を踏まえたものであり、おおむね適当と考える。

ウ しかし、事業所母集団データベースの経常的な更新・最新化は、よりの確な調査の実施のためには必須であると考えられるところ、事業所の大部分を占める民営事業所について調べる甲調査については、平成 33 年（2021 年）経済センサス-活動調査以降の調査方法が確定していないため、今回の 1 回限りとしている。

また、国又は地方公共団体の事業所を対象とする乙調査については、経済センサス-活動調査実施を除く毎年とされているが、国又は地方公共団体の事業所は経済センサス-活動調査の対象になっていないことから、現在の計画では、経済センサス-活動調査の実施年にデータ更新がなされないことになる。

エ したがって、将来的な本調査の実施について、母集団情報の整備の在り方の中で確認する必要がある。

また、ローリング調査の具体的手法についても併せて確認する必要がある。

（論点）

- a 甲調査について、調査期間の 10 か月間に、どのようにして全ての民営事業所について調査を行うのか（ローリング調査の実施方法）。調査期間を 10 か月としている理由は何か。

- b 本調査の実施以降の母集団情報の整備等について、現時点でどのような検討が行われているか。甲調査を継続的に実施する必要性はないのか。
- c 乙調査の対象となる国又は地方公共団体の事業所については、経済センサス活動調査の対象ではないことから、同調査の実施とは関係なく毎年調査すべきではないのか。

(5) 集計事項等

- ① 速報集計では、事業所の活動状態に関する集計を行う。
- ② 確報集計では、事業所の活動状態に関する集計に加えて、新規に把握した事業所に関する集計を行う。

(審査状況)

ア 総務省は、本調査の集計について、①全ての事業所の活動状況に係る集計を行うとともに、②新規に把握した事業所について、産業分類別、経営組織別に事業所数、従業者数、売上金額等を集計する計画である。

イ これについては、本調査の調査事項について、もれなく集計されており、おおむね適切と考えられる。

ウ ただし、これまでの経済センサス - 基礎調査においては、全ての産業について、一定の集計（産業別経営組織別事業所数、従業者数等）を提供していたことを踏まえると、今回の集計事項が十分かどうか確認する必要がある。

エ また、本調査の結果は、事業所母集団DBの整備にも活用されるが、その提供開始時期や年次フレームとの関係を確認する必要がある。

(論点)

- a 民営事業所については、ローリング調査を行うことで、事業所ごとに、調査日（把握時点）が異なることとなる。異なる時点の情報を集計するに当たって、何らかの補正を行うのか。
- b 今回の調査では、新たに把握した事業所のみにおいて事業所の詳細情報を把握することとされているが、事業所母集団データベースの情報や他の基幹統計調査の情報を用いて、全産業の事業所数や従業者数等、活動状況を推計することについて、何らかの検討を行っているか。
- c 本調査の結果は、中間年における経済構造統計や、新たに創設される経済構造実態調査の集計に当たって、どのように活用されるのか。
- d 本調査の結果は、事業所母集団DBにおいて、何時からどのように活用されるのか。また、乙調査の対象となる国又は地方公共団体の事業所の調査結果については、年次フレームに何時から反映されるのか。

2 統計委員会諮問第 50 号の答申（平成 25 年 6 月 21 日付け府統委第 67 号）における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、統計委員会の諮問第 275 号の答申において、以下の検討課題が指摘されている。

- 1 平成 18 年 3 月の「経済センサスの枠組みについて」の中で指摘されている「5 年周期で実施する調査の間に実施する母集団情報の整備等のための調査」を中心とした枠組みの検討について
政府は、「平成 26 年経済センサス-基礎調査」実施後の「5 年周期で実施する調査の間に実施する母集団情報の整備等のための調査」を中心とした枠組みについて、今後、「総売上高」に係る調査の在り方や、他の関連統計調査を含めた調査期日の統一化も含め、早急に検討する必要があること。
- 2 母集団情報の整備等の在り方について
総務省は、長期的には事業所母集団データベースを整備し、行政記録情報等と照合してメンテナンスとアップデートする仕組みを目指し、以下の点について、早急に対応する必要がある。
 - ① 新たな行政記録情報の活用に向けた検討や新たな情報の収集手法を検討し、事業所母集団データベースの整備事業として行っている事業所・企業への照会業務を拡充すること。
 - ② 平成 26 年基礎調査の結果の検証及び事業所母集団データベースの整備事業を進めた上で、改めて母集団情報の整備等のための調査の在り方について検討すること。

(審査状況)

このうち、1 については、前記 1 (3) (4) において、2 については、前記 1 (1)、(2) 及び (5) において審議する。